平成26年海事代理士試験 筆記試験問題

1時限 (9:00~10:30)

- 1. 憲法
- 2. 民法
- 3. 商法
- 4. 国土交通省設置法

1. 憲 法

1.次の文章は日本国憲法の条文である。	に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(5点)	

- (1) 国の収入支出の決算は、すべて毎年 ア がこれを検査し、内閣は、次の年度 に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
- (2) すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び イ に対する国民の 権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の 尊重を必要とする。
- (3) 内閣は、国会の ウ の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。
- (4) 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が エ である場合には、有罪とされ、又 は刑罰を科せられない。
- (5) 両議院は、各々その総議員の オ の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2. 日本国憲法及び判例を参照した次のア〜オについて、正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記入せよ。(5点)
 - ア. 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の 責任でこれを支出することができる。すべて予備費の支出については、内閣は事後 に国会の承諾を得なければならない。
 - イ. 法律案の議決について、衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした ときには、予算案の場合と違い両議院の協議会を開くことはできず、衆議院で出 席議員の三分の二以上の多数で再び可決したとき、当該法律案は法律となる。
 - ウ. 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署する ことを必要とする。
 - エ. 被選挙権(立候補の自由)について、憲法第十五条第一項には直接規定されていないが、同条同項によって保障される重要な基本的人権である。
 - オ. 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、また、 院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、 各議院の総議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

2. 民 法

- 1. 次の文章は、民法の条文である。 に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。 (5点)
 - (1) 〒 年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を占有した 者は、その所有権を取得する。
 - (2) 同一の不動産について数個の抵当権が設定されたときは、その抵当権の順位は、 イーによる。
 - (3) ウ 又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする。
 - (4) 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方が これに対してその エ ことを約することによって、その効力を生ずる。
 - (5) オ は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事 の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。
- 2. 法令の規定を参照した次のア~オについて、正しい場合は○を、誤っている場合は× を、解答欄に記入せよ。(5点)
 - ア. 原則として被相続人の子は相続人となるが、被相続人の子が相続の開始以前に 死亡したとき、又は相続放棄をしたとき、もしくは廃除によってその相続権を失 ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。
 - イ. 権限の定めのない代理人は、保存行為に加え、代理の目的である物または権利 の性質を変えない範囲において、その利用を目的とする行為をする権限を有する が、改良を目的とする行為をする権限までは有していない。
 - ウ. Aは、所有する土地をBに売却したが、後に当該土地の一部が他人Cに属するものであったことが発覚した。この場合、AがCから当該土地の一部の所有権を取得してBに移転することができないときは、Bはその善意・悪意を問わず、Aに対して不足部分の割合に応じて代金の減額を請求することができる。また、残存する部分のみであればBがこの土地を買い受けなかったときは、Bが善意の場合に限り、契約の解除をすることができる。
 - エ. 債権の相殺を行うには、自働債権と受働債権の双方が弁済期にある必要があるため、受働債権に期限が付されているときには、いかなる場合であっても受働債権の期限が到来しない限り相殺を行うことはできない。
 - オ. 他人の物の占有者は、その物に関して債権が生じ、その債権が弁済期にあると きには、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる。ただし、 占有が不法行為によって始まった場合には、この限りではない。

3. 商 法

1. 次の文章は、商法の条文である。 に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。

(1) 本法ニ於テ船舶トハ ア ヲ為ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

(2) 船舶所有権ノ移転ハ其登記ヲ為シ且 イ ニ之ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ

(5点)

なっている。

オ. 全ての乗船切符は他人に譲渡することができない。

	第三者ニ対抗スルコトヲ得ス
(3) 船長ハ航海中最モ ウ ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ積荷ノ処分ヲ為スコト ヲ要ス
	 法令ニ違反シ又ハ契約ニ依ラスシテ船積シタル運送品ハ船長ニ於テ何時ニテモ之ヲ陸揚シ、若シ船舶又ハ積荷ニ危害ヲ及ホス虞アルトキハ之ヲ放棄スルコトヲ得り 計成スルコトヲ得り 船長カ船舶及ヒ積荷ヲシテ共同ノ危険ヲ免レシムル為メ船舶又ハ積荷ニ付キ為シタル処分ニ因リテ生シタル損害及ヒ費用ハ之ヲ」オートス
	生令の規定を参照した次のア〜オについて、正しい場合は○を、誤っている場合は× . 解答欄に記入せよ。(5点)
ア.	船舶管理人は、帳簿を備え、これに船舶の利用に関する事項を記載しなければならないこととなっているが、記載しなければならない事項は、重要な事項であり、全ての事項ではない。
イ.	船舶所有者は、船長以外の者に船長に代わり船荷証券を交付することを委任できる。
ウ.	船舶又は積荷が海難に遭遇した場合において、義務のない者が救助した場合、その結果に対し救助料を請求することができるが、救助料は、特約の有無に関わらず 実際に救助に要した額を超えて請求することはできない。
工.	海上保険契約は、航海に関する事故により生じる損害の補填を目的とするものであるが、商法に別段の定めがある場合を除き、保険業法の規定が適用されることと

4. 国土交通省設置法

1. 次に掲げる法令として適切なものを、	以下の選択肢ア~オから選び、	その記号を解答
欄に記入せよ。(3点)		

- (1) 国土交通省海事局の各課の所掌事務を規定する法令
- (2) 地方運輸局の所掌事務を規定する法令
- (3) 運輸支局の名称、位置及び管轄区域を規定する法令

【選択肢】

ア 国土交通省設置法 イ 国土交通省組織令 ウ 国土交通省組織規則

エ 地方運輸局組織令 オ 地方運輸局組織規則

- 2. 次に掲げる県を管轄する、国土交通省の地方支分部局である地方運輸局又は運輸監理 部の名称及び位置(都道府県名)を、例にならって解答欄に記入せよ。(3点)
 - (例) 宮崎県

番号	(例)
名称	九州運輸局
位置	福岡県

- (1) 茨城県
- (2) 石川県
- (3) 三重県
- 3. に当てはまる適切な国土交通省海事局又は地方運輸局の内部組織の名称を、 解答欄に記入せよ。(4点)
 - (1) 国土交通省海事局において、海事代理士に関する事務を所掌しているのは、 ア課である。
 - (2) 国土交通省海事局において、船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船 内規律に関する監査に関する事務を所掌しているのは、

 イ 課である。
 - (3) 地方運輸局において、タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償 等保障契約に関する事務を所掌しているのは、

 ウ 部又は海事部である。
 - (4) 地方運輸局において、港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する 事務を所掌しているのは、 エ 部又は海事部である。

平成26年海事代理士試験 章 記 試 験 問 題

2時限(10:50~11:50)

- 5. 船員法
- 6. 船員職業安定法
- 7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

5. 船員法

1. 次の文章中、 に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。 (10 点)
(1) 船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該雇入契約の相手方となろうとする者に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説
明しなければならない。 ① <u>ア</u> 及び住所
②
(2) 船舶所有者は、雇入契約の内容(船員法第三十二条第一項第二号に掲げる事項
に限る。)を変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、 その変更の内容並びに当該変更について エ 及び オ を記載した書面を船員
に交付しなければならない。 (3) 船舶所有者が船員に与えるべき休日は、 カ 期間について1週間当たり平均
キー日以上とする。
(4) 船舶所有者は、休息時間を1日について2回に分割して船員に与える場合において、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を ク 時間以上としなけれ
ばならない(休息時間の分割に関する労使間の協定を締結し、国土交通大臣に届
け出た場合を除く。)。 (5) 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、 ケ 箇月
の範囲内においてその負傷又は疾病がなおるまで毎月1回、国土交通省令の定め
る報酬(以下標準報酬という。)の月額に相当する額の傷病手当を支払い、その ケ
月1回、標準報酬の月額の コ に相当する額の傷病手当を支払わなければなら
ない。
2. 次の文章中、正しいものには○を、正しくないものには×を回答欄に記入せよ。(7
点)

- (1) 港のみを航行する総トン数 20 トン以上の旅客船に乗り組む者には、船員法が適用される。
- (2) 船舶の衝突が発生したとき、船員法第十九条に基づく航行に関する報告については、最寄りの地方運輸局等の事務所に対し、必要に応じて電話連絡又はメールの手段を講じればよい。
- (3) 船員は、負傷のため職務に堪えないとき、雇入契約を解除することができる。
- (4) 船員法第七十四条第一項の規定により、船員に与えなければならない有給休暇 の日数は、連続した勤務6箇月について20日とし、連続した勤務3箇月を増すご とに5日を加える。(ただし、沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で国

内各港間のみを航海するものに乗り組む船員を除く。)

- (5) 船員の故意、又は重大な過失により雇入契約を解除したときは、船舶所有者は、 当該船員を送還する又はその費用を支払う必要はない。
- (6) 災害補償の支払いを受けるべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由により労働者災害補償保険法若しくは船員保険法による保険給付又は国土交通省令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。
- (7) 船舶所有者は、給料その他の報酬、失業手当、送還手当、傷病手当又は行方不明手当のうち、その2以上をともに支払うべき期間については、いずれか1の多額のものを支払えばよい。
- 3. 船舶所有者が船員との雇入契約を解除することができるのはどのようなときか。船員 法第四十条に規定する解除事由を3つ挙げよ。(3点)

6. 船員職業安定法

	5令の規定を参照 3番号を解答欄に				に入る適切な	お語句を	・下欄の語群	から選び
(1) 船員職業安定て、船員派遣の				船舶所有者が	ア	雇用する船	員であっ
(2	2) 無料船員職業 からその年の3 に係る事業報告	月:	31 日までの間に	こおける	· 船員職業紹久	介所ごと	の船員職業	
(3	3) 何人も、船員 又はその <u>ウ</u> 務に従事させて	を行	庁う者から供給					
(4	・) 船員派遣元事エ 台帳を作成各号に掲げる事	えし、	当該台帳に派遣	貴船員ご	ごとに船員職	•	· · · — · - · · ·	
·	5) 派遣先は、派 るため、国土交		-2			_		
【語群	<u> </u>							
	常時		労務管理		期間		船員職業紹	
			船員管理				派遣元責任	
			臨時		5月31日		万 務管理責	仕者
13.	船員派遣事業	14.	派遣先貢任者	15.	船員労務供約	台事 案		
2. 沒	六 令の規定を参照	した	次の文章のうち	ら正しい	いものには○2	を、正し	くないもの)には×を

- 解答欄に記入せよ。(5点)
 - (1) 船員職業安定法で「船員の募集」とは、船員を雇用しようとする者が自ら又は他 人をして船員となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することを いう。
 - (2) 船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表す る協同の団体又は公益を目的とする団体で船員職業安定法第三十四条第一項各号 の条件を具備するものは、国土交通大臣に届け出て、無料の船員職業紹介事業を

行うことができる。

- (3) 船員派遣元事業主は、船員を派遣船員として雇用しようとするときは、あらかじめ、当該船員にその旨を明示しなければならない。
- (4)派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務について、船員派遣元事業主から1年を超え5年以内の期間継続して船員派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。
- (5)無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員派遣元事業主(以下「無料船員職業紹介事業者等」という。)並びに無料船員職業紹介事業者等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報その他国土交通省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。無料船員職業紹介事業者等及び無料船員職業紹介事業者等の業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、 入せよ。(10点)	に入る適切な語句又は数字を解答欄に記
(1) 海技免許の申請は、申請者が海技 ればならない。	試験に合格した日から「ア」にこれをしなけ
(2) 能力限定は、海技士(航海)に係る 技能に応じ、 イ を有しない船舶に	海技免許につき、 イ についての知識及び こついて行う。
	ての海技免許を受けようとする者は、登録海 び <u>エ</u> の課程を修了していなければならな
	は船舶における無線電信若しくは キ によ (三級海技士(通信)試験又は海技士(電子通信)
(5) ク を受けようとする者は、 類程を修了していなければならない。	操縦試験に合格し、かつ、小型旅客安全講習課
(6) 一級小型船舶操縦士の資格につい 小型船舶操縦士の資格についての操	マの操縦免許は <u>ケ</u> 歳に満たない者、特殊 縦免許は <u>コ</u> 歳に満たない者には与えない。
2. 小型船舶操縦士国家試験の申請に関 に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。	関する法令の規定を参照した次の文章中、 (7点)
を受ける地を管轄する地方運輸局を経由し	真及び次に掲げる書類等を添えて、操縦試験 して国土交通大臣(指定試験機関の行う操縦試 受ける地を管轄する指定試験機関の事務所)に 「な証明する書類
・小型船舶操縦士にあっては ウ の3 ・身体検査の省略を受けようとする者 明書又は海技士身体検査合格証明書	プロ、海技士にあっては エ の写し にあっては、小型船舶操縦士身体検査合格証

けようとする者にあっては、登録小型船舶教習所の発行する修了証明書

3. 内燃機関五級海技士(機関)試験(身体検査及び口述試験)を受けるためには、次の 乗船履歴表に定める乗船履歴を有しなければならない。

(乗船履歴表)

船 舶	期間	資 格	備考
総トン数十トン以上の船舶	三年以上		機関の運転
総トン数二十トン以上の船舶	一年以上	六級海技士	機関長又は機関士
		(機関)	

今ここに、現在 40 歳の者が、以下の経験を有する場合において、当該者が内燃機関 五級海技士(機関)試験(身体検査及び口述試験)を受けるのに必要な乗船履歴を有し ているか否か。有しているなら〇、有していないなら×を解答欄に記入せよ。なお、以 下に記載された船舶は、いずれもこの法律が適用されているものである。(1点)

- ・27 歳から 29 歳までの間に、総トン数 200 トン・出力 750 キロワットの沿海区域を 航行区域とする船舶に、六級海技士(機関)の資格についての海技免許を有する 一等機関士として 6 月乗り組んだ履歴
- ・30 歳から33 歳までの間に、総トン数500トン・出力1,500キロワットの沿海区域を航行区域とする船舶に、機関部の当直部員として2年6月乗り組んだ履歴
- 4. 三級海技士(航海)の資格についての海技免状を受有する者が、以下の(1)又は(2)の経験を有する場合において、当該者が海技免状の有効期間の更新のために必要な乗船履歴をそれぞれ有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。なお、以下に記載された船舶は、いずれもこの法律が適用されているものである。(2点)
 - (1)受有する海技免状の有効期間が満了する日以前5年以内に、総トン数5,000 トン・出力6,000キロワットの遠洋区域を航行区域とする船舶に、甲板部の当 直部員として1年乗り組んだ履歴
 - (2) 受有する海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前6月以内に、総トン数500トン・出力1,500キロワットの近海区域を航行区域とする船舶に、船長として3月乗り組んだ履歴

平成26年海事代理士試験 筆記試験問題

3時限(13:00~14:50)

- 8. 海上運送法
- 9. 港湾運送事業法
- 10. 内航海運業法
- 11. 港則法
- 12. 海上交通安全法
- 13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に 関する法律

8. 海上運送法

法令の規定を参照した次の文章中、 に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。 (10 点)
(1) この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を「ア」して行う船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。
(2) 一般旅客定期航路事業者がその事業計画を変更しようとするときは、国土交通 省令の定める手続により、国土交通大臣の イ を受けなければならない。ただ し、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
(3) ウ は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき 事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
(4) 一般旅客定期航路事業者は、 工 及び運航管理者を選任しなければならない。
(5) ① 一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の オ 前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。 ② 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。)は、①の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の カ 前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
(6) 対外旅客定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、 キ ごとに、その事業の開始の日の オ 前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
(7) 旅客不定期航路事業を営む者は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、
(8) この法律の規定は、もつぱら コ 、沼又は河川において営む船舶運航の事業

に準用する。

9. 港湾運送事業法

- 1. 次の①及び②の法令の規定を参照した文章の正誤について、正しい組み合わせを選択 肢ア~エから選び、解答欄に記入せよ。(5点)
 - (1) ① 港湾運送事業法において、一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる 事由により貨物の引渡をすることができないときは、供託あるいは競売の手 続により、これを倉庫営業者に寄託することができると明記されている。
 - ② 港湾運送事業法において、一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、一般港湾運送事業者が費用を負担することにより、これを倉庫営業者に寄託することができると明記されている。
 - ア ①正、②正
 - イ ①正、②誤
 - ウ ①誤、②正
 - エ ①誤、②誤
 - (2) ① 港湾運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に係る事業計画を変更 しようとするときは、事前に、その旨を国土交通大臣に届け出なければなら ない。
 - ② 国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - ア ①正、②正
 - イ ①正、②誤
 - ウ ①誤、②正
 - エ ①誤、②誤
 - (3) ① 港湾運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - ② 国土交通大臣は、港湾運送事業者が定めた運賃又は料金が、他の港湾運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

項を実施しないときは、当該港湾運送事業の許可を取り消すことができる。 ア ①正、②正 イ ①正、②誤 ウ ①誤、②正 エ ①誤、②誤 (5) ① 港湾運送事業法の目的は、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の 健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することである。 ② 港湾運送事業法において、港湾運送関連事業とは、営利を目的とし、他人 の需要に応じて港湾においてする船積貨物の警備等を行う事業をいう。 ア ①正、②正 イ ①正、②誤 ウ ①誤、②正 エ ①誤、②誤 2. 次の文章は、港湾運送事業法に関する文章である。 に入る適切な法令上の語 句を解答欄に記入せよ。(5点) (1) 国土交通大臣は、港湾運送事業の許可をしようとするときは、検数事業等にあ っては、検数事業等の ア かつ適正な実施を確保するため必要な体制が整備さ れているかどうか等を審査して、許可をしなければならない。 (2) 一般港湾運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾運送約款を 定め、国土交通大臣の イ を受けなければならない。これを変更しようとする ときも、同様とする。 (3) 港湾運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の ウ を受けなければ、その 効力を生じない。 (4) 一般港湾運送事業とは、港湾運送事業法第二条第一項第一号に掲げる行為(荷主 又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船 舶からの エ 若しくは荷主への オ 又は船舶により運送されるべき貨物の港

(4) ① 検数事業、鑑定事業又は検量事業を営もうとする者は、港湾運送事業の種類

② 国土交通大臣は、港湾運送事業者が正当な理由がないのに認可を受けた事

及び港湾ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。

ア ①正、②正イ ①正、②誤ウ ①誤、②正エ ①誤、②誤

湾における船舶への オ 若しくは荷主からの エ にあわせてこれらの行為に 先行し又は後続する次号から第五号までに掲げる行為を一貫して行う行為)を行う 事業をいう。

10. 内航海運業法

法令の規定を参照した次の文章中、 に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。 (10 点)
(1) この法律において「ア」」とは、次に掲げる船舶(はしけを含む。以下同じ。)以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。 一 イ のみをもつて運転し、又は主として イ をもつて運転する舟 ニ 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項の漁船
(2) 第三条第一項の登録※1を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 営業所の名称及び位置 三 使用する船舶の名称、 ウ 、総トン数その他国土交通省令で定める事項 四 船舶の エ をする事業を営もうとするときは、その エ を受ける者の氏名 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
(3) 国土交通大臣は、登録の申請があつた場合においては、第六条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を内航海運業者 オ に登録しなければならない。
(4) 運航管理者は、船舶の運航の管理を行おうとする内航海運業に使用する船舶の うち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶に船長として カ 年又は甲 板部の職員として キ 年以上乗り組んだ経験を有する者であること。
(5) 事業譲渡、相続、合併等により内航海運業者の地位を承継した者は、その承継の日から ク 以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
(6) 登録又は変更登録には、 ケ を付し、及びこれを変更することができる。
(7) 内航海運業者及び第三条第二項※2の届出をした者は、海上運送法第十九条の五第一項(<u>コ</u> に係る部分を除く。)及び第二項並びに第二十条第一項及び第三項(同法第三十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をしなくてもよい。

- ※1 第三条第一項の登録…総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業の登録
- ※2 第三条第二項の届出…総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未 満の船舶による内航海運業の届出

11. 港則法

1. 次の文章中、 内に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10 点)
(1) 平成 26 年 4 月現在、港則法の適用港の数は全部で ア あり、そのうち特定港 の数は イ である。
(2) 総トン数五百トン(関門港若松区においては、総トン数三百トン)以上の船舶
(阪神港 ウ 区に停泊しようとする船舶を除く。)は、京浜港、阪神港及び
エ 港内に停泊しようとするときは、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけ
い留する施設にけい留する場合の外、港長からびよう泊すべき場所の指定を受け
なければならない。 (2) 特字洪内においては、 地話が以外のか的な悠美し、 フローオールよるトナスギ
(3) 特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又は <u>オ</u> しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。
(4) 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場
合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は「カ」してはならない。
但し、港長が「キー以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危

険物の種類、数量及びクーに鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限

(5) 特定港内において使用すべき ケー信号を定めようとする者は、港長の許可を

(6) 法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、 京浜港、名古屋港、 コー港(第一航路及び牛起航路に限る。)、阪神港 (ウー

区を除く。)及び関門港(響新港区を除く。)である。

りでない

受けなければならない。

12. 海上交通安全法

1. 涉	次の文章中、 内に入	る適切な語句又は数字を解答	欄に記入せよ。(7点)
) 海上交通安全法は、航 に イ 航路を、瀬戸内	海域は、東京湾、 <u>ア</u> 及び 1路として東京湾に浦賀水道航 1海に明石海峡航路、備讃瀬戸 6、備讃瀬戸南航路、 <u>ウ</u> 航	路及び中ノ瀬航路を、 ア 東航路、宇高東航路、宇高
(3) 海上保安庁長官は、コ 通の障害の発生により射	工事若しくは作業の実施による 公舶交通の危険が生じ、又は会 オーを定めて、当該海域を続いてきる。	生ずるおそれがある海域につ
(4	危険物を荷卸し後ま	本類を積載していた総トン数	 それのないことを船長が確認
	毎上交通安全法に関する必 選び、その番号を解答欄に		るべき適切な語句を下欄から
(1) (2) (3)) 航路を航行する義務の)ある船舶は、 <u>ケ</u> 以上の船 は量が二百トン以上であるもの	
(4) (7)	総トン数300トン 総トン数15000トン 長さ50メートル 長さ150メートル	②総トン数1000トン ⑤総トン数20000トン ⑧長さ70メートル ⑪長さ200メートル	③総トン数3000トン ⑥総トン数25000トン ⑨長さ100メートル ⑫長さ250メートル

13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 次の文章中、 に入る適切な語句を 欄に記入せよ。(5点)	下欄の語群の中から選び、その番号を解答				
油分濃度が一万立方センチメートル当	定めがある場合を除き、希釈しない場合のたり ア 立方センチメートル以下であっ 該船舶の航行中に、 イ のうち国土交通				
(2) 法定の除外事由に該当する場合を除 船舶に燃料油を使用するときは、硫黄 かつ、無機酸を含まない燃料油を使用し	分の濃度が質量百分率 エ 以下であり、				
(3) 海洋施設を設置しようとする者は、E に届け出なければならない。	国土交通省令で定めるところにより、 オ				
【語群】					
(T) 1. 1.5	イ)1.ビルジ等排出防止設備				
2. 0.15	2. 水バラスト等排出防止設備				
3. 0.015	3. 廃油処理設備				
 (ウ)1.南極海域、北海海域、北米海域及	び米国カリブ海海域				
2. 北極海域、ガルフ海域、北米海域	及び米国カリブ海海域				
3. バルティック海海域、北海海域、	北米海域及び米国カリブ海海域				
(エ) 1. 0.5 パーセント (才) 1. 国土交通大臣				
2. 1 パーセント	2. 海上保安庁長官				
3.3.5 パーセント	3. 環境大臣				

- 2. 次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。 (5点)
 - (1) 南極海域以外にある総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十一人以上の国際 航海に従事する船舶からの政令で定めるふん尿等の排出は、排出海域及び排出方 法に関し政令で定める基準に従ってする場合に限り認められる。

- (2) 船長(もっぱら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶(以下「引かれ船等」という。)にあっては、船舶所有者。)は、油記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内(引かれ船等にあっては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。)に保存しなければならない。
- (3) 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずる食物くずの排出であって、 排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従ってする場合は、例外的に認められる。
- (4) 船舶から政令で定める基準に適合する水底土砂の海洋投入処分をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (5) 廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

平成26年海事代理士試験 筆記試験問題

4時限(15:10~17:00)

- 14. 船舶法
- 15. 船舶安全法
- 16. 船舶のトン数の測度に関する法律
- 17. 造船法
- 18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

14. 船舶法

1	. 次の文章中、 に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。 (10 点)
	(1) 船舶国籍証書が毀損したときは、船舶所有者はその事実を知った日から2週間
	以内にそのアーを申請する必要がある。
	(2) 船舶所有者が船舶を修繕した場合において、その総トン数に変更を生じたもの
	と認めるときは、遅滞なく船籍港を管轄する管海官庁にその船舶の総トン数の
	イ を申請する必要がある。
	(3) 日本国籍を取得する目的をもって国内で製造する船舶については、竣工前とい
	えども最寄りの管海官庁に総トン数の「ウ」を申請することができる。
	(4) 船籍港を管轄する管海官庁は、他の管海官庁に船舶の総トン数の測度を エ
	することができる。
	(5) 日本船舶の所有者が国土交通大臣の定める期日又は延期された期日までに オ
	を提出しないときは、 オ はその効力を失う。この場合において、船籍港を管
	轄する管海官庁は、船舶原簿について職権をもって カ の登録を行う必要があ
	る。
	(6) 船籍港は、原則として船舶所有者の <u>キ</u> にこれを定める。ただし、 <u>キ</u> が
	日本にない場合又は船舶の航行できる <u>ク</u> に接していない場合、その他やむを
	得ない事由がある場合はこの限りでない。
	(7) 船舶法第五条第一項の規定により船舶の登録を行う場合は、申請書に所有者の
	氏名又は名称、住所及び共有であるときは各共有者の ケ を記載した登記事項
	証明書を添付して管海官庁に提出する必要がある。
	(8) 初めて船舶の登録を申請するときは、電子申請の場合を除き、 コ 円の手数
	料を納付しなければならない。

- 2. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。 (10 点)
 - (1) 業務執行役員の3分の2以上が日本国民である一般社団法人の所有に属する船舶は日本船舶とする。
 - (2) 船舶法第四条の規定により船舶の総トン数の測度申請があった場合、管海官庁 は必要と認める場合は、申請書の他に造船地、造船者、進水の年月及び船舶の原 名を証する書面の提出を求めることができる。この書面は、船舶の総トン数の測 度が行われた後は、申請者に還付する必要がある。
 - (3) 船舶の船籍港を変更する場合には、船籍港を管轄する管海官庁以外の管海官庁にも変更の登録を申請することができる。
 - (4) 登録事項証明書の交付を申請するときは、電子申請の場合を除き、手数料の金額に相当する収入印紙を手数料納付書に貼付して納付する。
 - (5) 船舶法第七条の規定に従って日本の国旗を掲げないときは、船長を 30 万円以下 の罰金に処す。

- (6) 仮船舶国籍証書の有効期間は、その船舶の船籍港に回航しようとする場合は、 到達すべき期間を標準として、船舶法第十七条に定める期間内で管海官庁が定め る。
- (7) 仮船舶国籍証書は、その効力を失ったとき又は船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく最寄りの管海官庁に返還しなければならない。
- (8) 船舶所有者が船舶件名書に記載した事項に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、その旨を疎明して訂正を申請すること。
- (9) 外国において測度手数料を納付する場合、当該領事館所在国の通貨の最低単位に満たない端数があるときは、当該端数を四捨五入して納付する。
- (10) 日本船舶の存否が3ヶ月間不明となったときは、船舶所有者はその事実を知った日から2週間以内に抹消の登録を申請しなければならない。

15. 船舶安全法

1.	法令の規定を参照した次の文章中、 に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。 (10 点)
	(1) 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ ア 性ヲ保持シ且 イ ノ安全ヲ保持スルニ必要 ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
	(2) 管海官庁、登録検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第六条ノ四第一項ノ規定ニ依 ル検定ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ ウ ヲ交付シ又ハ エ ヲ附スベ シ
	(3) 第五条又ハ第六条第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル検査ハ国土交通大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外船舶ノ オ ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ
	(4) 管海官庁ハ船舶ノ検査ニ関スル事項ヲ記録スル為最初ノ定期検査ニ合格シタル 船舶ニ対シテ カ ヲ交付スベシ
	(5) 定期検査、中間検査、臨時検査又は特別検査を受けようとする者は、 キ (第四号様式)を管海官庁に提出しなければならない。
	(6) ク は、船舶検査証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、 ケ (第十二号様式) に船舶検査証書及び カ を添えて管海官庁に提出し、船舶検査証書の コ を受けなければならない
2.	次の文章中、 に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10 点)
	(1) 総トン数 ア トン以上の イ には満載吃水線を標示する必要がある。 (2) 本法施行地において製造する長さ ウ メートル以上の船舶の エ は、製造 検査を受けなければならない。
	(3) 管海官庁は、定期検査に合格した船舶に対して、 オ (漁船については従業制限)、最大搭載人員、制限汽圧及び満載吃水線の位置を定め、船舶検査証書及び カ (小型船舶に限る)を交付する。
	(3) 船舶検査証書を受有しない船舶を臨時に航行の用に供する時に行う検査を キ という。管海官庁は、 キ に合格した船舶に対して ク を交付する。 (4) 船舶検査証書の有効期間は ケ 年とする。ただし、 コ を除き平水区域を
	航行区域とする船舶又は小型船舶にして国土交通省令を以て定めるものについて は6年とする。

16. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 次の文章は、「船舶のトン切 な語句を解答欄に記入せよ。		の条文である。に入る適
		すべての開口に <mark>ア</mark> 閉鎖装置 適合する甲板のうち最上層のも
	(貨物の運送の用に供する類)て用いられる指標とする。	場所とされる船舶内の場所の大
2. 次の文章は、「船舶のトン切な語句を下から選び番号を解		の条文である。
船舶が貸し渡されていると ン数証書の交付を受け、こ 事させてはならない。 (2)船舶所有者は、国際トン	まは エ 。以下同じ。〕 これを オ に備え置かな 数証書の記載事項について	されているときは <u>ウ</u> 、当該)は、国土交通大臣から国際ト ければ、当該船舶を <u>カ</u> に従 変更があつたときは、その変更 、その <u>ク</u> を申請しなければ
ならない。	TIC、 国工人地八口(c), [0]	C V Z T IE T IH O'ST) AUTS
1. 十二メートル以上	2. 十二メートル未満	3. 二十メートル以上
4. 二十メートル未満	5. 二十四メートル以上	6. 二十四メートル未満
7. 船長室内	8. 甲板室内	9. 船舶内
10. 国際航海	11. 国内航海	12. 国際航路
13. 国内航路	14. 船長	15. 船舶所有者
16. 船舶管理人	17. 海事代理士	18. 船舶借入人
19. 運航管理者	20. 船舶測度官	21. 所有権
22. 登記	23. 再交付	24. 書換え
25. 訂正	26. 一箇月	27. 二箇月
28. 三箇月	29. 一週間	30. 二週間

17. 造船法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、	• 0
(1) 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の ア の船舶の製造又は	善の
(2) 次に掲げる事業を開始したものは、その事業を開始した日から二箇月以内にその施設の概要及び <u>エ</u> を国土交通大臣に届け出なければならない。 一 <u>ア</u> の船舶の製造又は修繕をする事業 二 アの船舶以外の船舶で総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以	
のものの製造又は修繕をする事業 三 軸馬力 オ 馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業 四 受熱面積百五十平方メートル以上の船舶用ボイラーの製造をする事業	

- 2. 造船法に関する次の文章中、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に 記入せよ。(5点)
 - (1) 設備の新設の許可を受けた者は、氏名及び住所、新設をした設備に係る施設の 名称及び所在地並びに使用開始予定年月日を記載した届出書を提出しなければな らない。
 - (2) 船舶装備用輸入品入手実績報告書は年二回提出することとされている。
 - (3) 船舶用ぎ装品等月間生産高報告書では、生産高及び受注高の報告を求めている。
 - (4) 国土交通大臣は、受熱面積百五十平方メートル以上の船舶用ボイラーの製造を する事業を営む者に対して、業務運営の改善及び企業原価の適正化等について、 意見を述べ、又は勧告をすることができる。
 - (5) 船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくはぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者で、生産状況報告書の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は三万円以下の罰金に処する。

18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

次の文章中、 に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。 (10 点)
(1) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る ア に関する業務を統括管理させるため、当該国際航海日本船舶の イ 以外の者であって、船舶の ア に関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから、国土交通省令で定めるところにより、 ウ を選任しなければならない。 (2) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る ア に関する業務を当該国際航海日本船舶において管理させるため、当該国際航海日本船舶の
イ であって、国土交通大臣の行う船舶の ア に関する講習を修了したもののうちから、国土交通省令で定めるところにより、 エ を選任しなければならない。
(3) 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、 オータ 当該国際航海日本船舶内に備え付けなければならない。当該 オーは、最後の記載をした日から カー年間当該国際航海日本船舶内に保存しなければならない。
(4) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る キ (当該国際航海日本船舶に係る ク 装置等の設置に関する事項、船舶指標対応措置の実施に関する事項、 ウ の選任に関する事項、 エ の選任に関する事項、操練の実施に関する事項及び オ の備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。以下同じ。)を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。
(5) ケ の交付を受けた国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に設置された ク 装置等について国土交通省令で定める改造又は修理を行ったとき、当該国際航海日本船舶に係る キ の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしたとき、その他国土交通省令で定めるときは、当該 ク 装置等の設置、当該 キ の備置き及びその適確な実施その他国土交通省令で定める事項について国土交通大臣の行う コ を受けなければならない。